

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成 2 2 年相模原市条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

目次中「第 7 条」を「第 6 条」に、
「第 2 章 土砂等の埋立て等の許可等(第 8 条—第 3 0 条)
第 3 章 保証金の預託(第 3 1 条—第 3 4 条)
第 4 章 雑則(第 3 5 条—第 4 2 条)
第 5 章 罰則(第 4 3 条—第 4 7 条)」
「第 2 章 特定埋立て等に係る届出等(第 7 条—第 1 4 条)
第 3 章 雑則(第 1 5 条—第 2 0 条)
第 4 章 罰則(第 2 1 条—第 2 3 条)」
第 1 条中「及び災害の発生」を削る。

第 2 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号から第 9 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 1 0 号を削る。

第 3 条並びに第 4 条第 1 項及び第 3 項中「及び災害の発生」を削る。

第 5 条の見出し中「土地所有者」を「土地の所有者等」に改め、同条中「土地の所有者」を「土地の所有者等」に改め、「及び災害の発生」を削る。

第 6 条中「切土」の次に「及び次に掲げる土砂等の埋立て等」を加え、「第 8 条

第2項第2号、第8条の2及び第31条第1項において同じ。」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項又は第11条第2項の規定による指定の解除のために行う土砂等の埋立て等
- (2) 土壌汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う土砂等の埋立て等
- (3) 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
- (4) 安全基準に適合しない土砂等の除去、拡散の防止その他の措置又は安全基準に適合しない土砂等の処理若しくは保管を適正に行うために必要な土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの

第7条を削る。

「第2章 土砂等の埋立て等の許可等」を「第2章 特定埋立て等に係る届出等」に改める。

第8条を削る。

第8条の2中「前条第2項第4号に該当する土砂等の埋立て等であって、」を削り、「もの(」を「土砂等の埋立て等(切土及び次に掲げる土砂等の埋立て等を除く。)」に、「あらかじめ」を「当該特定埋立て等に係る工事に着手する日の30日前(法令又は神奈川県条例の規定による許可、認可等を受け、又は届出をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものの事業区域の全部又は一部をその事業区域に含む特定埋立て等にあつては、当該許可、認可等に係る申請又は当該届出の日)までに、当該」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加え、第2章中同条を第7条とする。

- (1) 前条各号に掲げる土砂等の埋立て等
- (2) 同一事業区域内において行われる土砂等の埋立て等
- (3) 採石法(昭和25年法律第291号)又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく認可を受けた採取計画に定める岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- (5) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

第9条から第17条までを削る。

第18条中「この条例に基づく許可(第8条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の許可をいう。以下同じ。)を受けた事業主(以下「許可事業主」という。)及び第8条の2」を「前条」に改め、「届け出た事業主」の次に「(以下「特定事業主」という。)」を加え、「許可又は」を削り、同条第2号中「受けた」の次に「採取計画に定める」を加え、同条を第8条とする。

第19条を削る。

第20条中「この条例に基づく許可(切土に係る許可を除く。以下この条において同じ。)を受けた事業主及び第8条の2の規定により届け出た事業主」を「特定事業主」に改め、「定期的に」の次に「特定埋立て等の」を加え、「及び事業区域」を「及び当該事業区域」に、「その」を「それらの」に改め、同条ただし書を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときにおける措置等)

第10条 特定事業主は、前条に規定する土壌検査の結果、同条に規定する事業区域の土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときは、規則で定めるところにより、特定埋立て等を廃止し、又は完了した後においても当該事業区域以外の地域への排水の水質検査を行う等必要な措置を講ずるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該事業区域が土壌汚染対策法第6条第1項の規定により要措置区域に指定されたときは、この限りでない。

第21条を削る。

第22条の見出し中「許可又は」を削り、同条中第1項及び第2項を削り、同条第3項中「許可事業主は、第13条第1項第1号、第4号(搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを減少する場合に限る。)、第5号又は第8号から第12号までに掲げる事項」を「特定事業主は、第7条の規定による届出の内容」に改め、同条第4項から第6項までを削り、同条第3項を同条とし、同条を第11条とする。

第23条から第27条までを削る。

第28条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第1項中「許可事業主は、当該許可事業主が受けた許可に係る土砂等の埋立て等」を「特定事業主は、第7条の規定による届出に係る特定埋立て等」に改め、「起算して」を削り、「届け出るとともに、速やかに第12条の同意をした土地の所有者等に通知しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第29条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第1項中「許可事業主は、当該許可事業主が受けた許可に係る土砂等の埋立て等」を「特定事業主は、第7条の規定による届出に係る特定埋立て等」に改め、「起算して」を削り、「届け出るとともに、速やかに第12条の同意をした土地の所有者等に通知しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(区域内土地所有者等への通知)

第14条 特定事業主は、第7条、第8条若しくは前3条の規定による届出又は第9条若しくは第10条の規定による報告をしたときは、その旨を速やかに当該届出又は報告に係る特定埋立て等の事業区域の土地の所有者等(以下「区域内土地所有者等」という。)に通知しなければならない。

第30条を削る。

第3章を削る。

第35条を削る。

第36条中「許可事業主若しくは事業施工者又は第12条の同意をした土地の所有者(以下「同意をした土地所有者」という。)」を「特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者」に、「土砂等の埋立て等」を「特定埋立て等」に改め、第4章中同条を第15条とする。

第37条第1項中「当該区域」を「当該事業区域」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指導等)

第17条 市長は、特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者に対し、土壤の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、特定事業主が行った特定埋立て等により土壤の汚染が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、区域内土地所有者等に対し、当該土地を適正に管理するために必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第18条 市長は、特定事業主が第9条に規定する土壤検査若しくは水質検査を行っていない又は第10条に規定する措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業主に対し、特定埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、

当該土壌検査若しくは水質検査を行い、若しくは当該措置を講ずるよう勧告することができる。

第38条から第40条までを削る。

第41条第1項中「必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の」を「前条の勧告(第10条に規定する措置に係るものに限る。)を受けた特定事業主が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「公表される者」を「公表をされる特定事業主」に改め、同条を第19条とする。

第4章中第42条を第20条とする。

第4章を第3章とする。

第43条の前の見出し、同条及び第44条を削る。

第45条の前の見出しとして「(罰則)」を付し、同条第1号中「第8条の2」を「第7条」に改め、同条第2号中「第19条、第20条、第27条又は第36条」を「第9条又は第15条」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第37条第1項」を「第16条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第21条とする。

第46条中「第18条、第22条第3項、第24条第2項、第26条第3項、第28条第1項又は第29条第1項」を「第8条又は第11条から第13条まで」に改め、同条を第22条とする。

第47条中「第43条から前条まで」を「前2条」に改め、同条を第23条とする。

第5章を第4章とする。

附則第1項ただし書中「附則第5項」を「附則第6項」に改める。

附則第2項中「事業については」の次に「、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年神奈川県条例第79号)による改正前の」を加え、「県条例」を「旧県条例」に改める。

附則第4項中「県条例」を「旧県条例」に改める。

附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

(令和7年度における特定埋立て等に係る届出の特例)

- 5 令和7年4月1日から同月30日までの間に行おうとする特定埋立て等に係る第7条の規定の適用については、「当該特定埋立て等に係る工事に着手する日の

30日前」とあるのは、「令和7年4月1日」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(旧条例第2条第1号に規定する土砂等の埋立て等をいう。以下同じ。)(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等に限る。)に係る旧条例第2章(旧条例第8条、第8条の2、第11条、第13条第2項、第14条第1項及び第22条第1項(旧条例第13条第1項第3号(災害その他事業主(旧条例第2条第6号に規定する事業主をいう。附則第6項において同じ。))又は事業施工者(同条第7号に規定する事業施工者をいう。同項において同じ。))の責によらない理由がある場合に限る。))又は第4号(同条第5号に規定する搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを増加する場合に限る。))に掲げる事項を変更する場合に限る。))を除く。)、第3章(旧条例第31条第2項ただし書及び第4項を除く。))及び第4章の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第8条第1項の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等を除く。)に係る許可は、施行日においてその効力を失う。この場合において、市長は、旧条例第31条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。
- 4 改正後の相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新条例第7条の規定による届出をする同条に規定する特定埋立て等について適用し、施行日前に旧条例第8条の2の規定による届出をした同条に規定する特定埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 新条例第7条に規定する特定埋立て等を行おうとする事業主(新条例第2条第3号に規定する事業主をいう。以下この項において同じ。))は、施行日前においても、新条例第7条の規定の例により、市長に届け出ることができる。この場合において、その届出をした事業主は、施行日において同条の規定により届け出た

ものとみなす。

- 6 施行日前に旧条例第 8 条第 1 項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った事業主又は事業施工者に対する旧条例第 3 8 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧条例第 8 条第 1 項又は第 2 3 条第 1 項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った者に対する旧条例第 4 1 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日前にした行為並びに附則第 2 項、附則第 4 項及び附則第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 5 号)による宅地造成等規制法(昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号)の改正を踏まえた題名、目的に係る規定、土地所有者の責務に係る規定及び安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止に係る規定の改正、土砂等の埋立て等の許可に係る規定の削除、特定埋立て等に係る届出に係る規定の改正、土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときにおける措置等に係る規定の追加、変更の許可又は届出に係る規定及び廃止又は完了の届出等に係る規定の改正、区域内土地所有者等への通知に係る規定の追加、報告の徴収に係る規定の改正、指導等に係る規定及び勧告に係る規定の追加、公表に係る規定及び罰則に係る規定の改正並びに令和 7 年度における特定埋立て等に係る届出の特例に係る規定の追加、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例(令和 6 年神奈川県条例第 7 9 号)による神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成 1 1 年神奈川県条例第 3 号)の改正に伴う同条例を引用する条項の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。